

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第29期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社ワコム
【英訳名】	Wacom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正彦
【本店の所在の場所】	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
【電話番号】	0480(78)1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 渉
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニータワー21階
【電話番号】	03(5309)1500
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 渉
【縦覧に供する場所】	株式会社ワコム 東京支社 (東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニータワー21階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第1四半期連結 累計期間	第29期 第1四半期連結 累計期間	第28期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	7,806,118	7,323,419	33,030,359
経常利益(千円)	448,503	187,468	3,363,304
四半期(当期)純利益(千円)	324,999	35,960	1,967,083
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	304,247	78,659	1,408,053
純資産額(千円)	16,737,728	17,213,490	18,481,946
総資産額(千円)	26,395,805	25,678,399	27,093,503
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	808.82	89.47	4,895.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	807.17	89.32	4,880.63
自己資本比率(%)	63.4	66.9	68.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	96,932	527,899	1,178,957
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	242,679	373,146	1,470,042
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,053,680	1,058,314	1,202,132
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	10,667,714	9,491,574	10,454,820

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第28期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 当社の国内での標準量産品における収益認識の方法は、従来、主に出荷基準によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、顧客への納品時点での認識に変更したため、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

5. 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）における当社グループを取り巻く事業環境は、東日本大震災による国内景気減速と世界的な生産活動への影響、ギリシャ財政危機による欧州信用不安の再燃などによって先進主要地域での先行き不透明感が拡大しました。一方で、中国やインドなどの新興地域ではインフレなどの課題に直面しながらも引き続き高い成長を継続しており、景況感は非常に地域差の大きなものとなりました。為替においては、前年同期と比較して対ドルでは大幅な円高となりました。また、IT分野においては、スマートフォンやApple社のiPadなどのタブレット型情報端末が新しい製品カテゴリーとして急速な成長を見せるなか、PCメーカーや携帯端末メーカー各社は新規市場での地位確保に向けて製品ラインの拡充に取り組んでおります。

当社のプロフェッショナル向け製品の分野においては、映画やゲーム産業における3D化の進展やデジタルデザインの普及により、高度な表現力に加えてデジタル画像処理における生産性向上が重要なニーズとなってきています。また、アジア地域においては、各国政府が国内デジタルコンテンツ産業の育成に積極的に取り組んでいます。コンシューマ向け製品分野においては、従来のイラスト作成や写真加工、Webデザインなどに加えて、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）などのソーシャルネットワーク上でのコミュニケーションにペン機能の利用が拡大しています。また、タブレット型情報端末の普及とともに、自然な感覚での手書き入力へのニーズも高まりを見せています。ビジネス向け製品の分野においては、医療、教育、金融などの業務分野においてペーパーレス化やセキュリティ向上のニーズが高まるのに伴い、液晶タブレット製品の採用が進んでいます。特に、電子決済に用いられる電子ペンを使ったサイン認証システムは、個人情報管理レベルや業務処理効率の向上、書類保管コストの削減など、その優れた効果が注目されています。コンポーネント分野においては、Windows OS搭載のタブレットPCに加えて、Google社のAndroid（アンドロイド）OSを搭載したスマートフォンやタブレット型情報端末、電子書籍端末などにおいてもペンやマルチタッチのニーズが拡大しています。

このような事業環境のもと、当社グループは、各事業における積極的なマーケティングや営業活動による売上の拡大、タブレット型情報端末など新規分野への製品ラインの拡充、コスト管理などに努めました。しかしながら、東日本大震災による国内消費の低迷や部品供給の逼迫、米国におけるビジネス向け製品の減速、また、主要地域における景況感の悪化や為替変動などの影響を受けました。タブレット事業においては、震災による部品供給リスクへの対応や今期発売予定の新製品群の開発に力を注ぎました。また、Apple社のiPad向けに、自然な手書き入力を実現するスタイラスペン「Bamboo Stylus（バンブースタイラス）」を発売し、新規ユーザのブランド認知向上を図りました。さらに、サイン認証タブレットのパートナー拡大などに努めました。コンポーネント事業においては、タブレット型情報端末や電子書籍端末などの新規カテゴリーへの事業拡大に取り組むとともに、マルチタッチセンサーの生産管理体制の強化、事業損益の改善などに取り組みました。設備投資においては、生産性向上と将来の成長を支えるためのITシステム投資の一環として、新ERPシステム（基幹業務システム）の本年8月稼働を目指して導入準備を進めました。また、将来的な財務上のリスクを低減するため、厚生年金基金からの脱退を決定し、脱退に伴う特別掛金を特別損失として計上いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は売上高が7,323,419千円（前年同期比6.2%減）となり、営業利益は195,186千円（同47.8%減）、経常利益は187,468千円（同58.2%減）、四半期純利益は35,960千円（同88.9%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、タブレット事業における製品は、当第1四半期連結累計期間より用途別に「プロフェッショナル製品」、「コンシューマ製品」、「ビジネス製品」の3区分に再編して記載しております。それにより、前連結会計年度まで「液晶タブレット」に含めておりましたプロフェッショナルグラフィックス向け「Cintiq（シンティック）シリーズ」を「プロフェッショナル製品」に、「コンシューマタブレット」に含めておりました一部文教向け製品を「ビジネス製品」に組み替えております。

## タブレット事業

タブレット事業については、東日本大震災による国内需要の減速や製品供給への影響、対ドルでの円高などにより、売上は前年同期を下回りました。プロフェッショナル製品に関しては、新規ユーザの獲得とともに、旧製品ユーザに対する現行製品「Intuos 4（インテュオス）」への買い替えの促進に努めました。一方、グラフィック向け液晶タブレット「Cintiq21UX（シンティック）」は、震災の影響により主要部品の一つである高精細液晶の供給が一時停止したことで生産が追い付かず、売上は前年同期を下回りました。コンシューマ製品に関しては、売上は前年同期を僅かに上回るに止まりましたが、新製品のiPad向けスタイラスペン「Bamboo Stylus」の販売が好調に推移しております。また、iPad向けの手書きアプリケーションソフトとして「Bamboo Paper（バンブーパーペー）」を開発し無償でダウンロード提供するなど、新たなソリューションの提案を開始いたしました。ビジネス製品に関しては、電子サイン認証用液晶タブレット「STU（エスティーユー）」シリーズの販売が増加したものの、その他ビジネス向け製品の販売が米国などで不調だったことから、売上は前年同期を大幅に下回りました。

地域別にみると、米州においては、ビジネス製品における一部OEM製品の販売終了や為替の影響により、売上は前年同期を大きく下回りました。欧州においては、企業の設備投資抑制の影響を受け、全製品ラインにおいてほぼ前年同期並みの売上で推移しました。日本国内においては、震災の影響を受けるなか、プロフェッショナル製品の販売は苦戦しましたが、コンシューマ製品の販売は順調に拡大しました。また、ビジネス製品も医療分野を中心に安定的に推移しました。アジア・オセアニア地域においては、為替の影響を受けながらも、全体として堅調に推移しました。

この結果、売上高は5,488,844千円（前年同期比12.0%減）、営業利益は641,854千円（同35.5%減）となりました。

## コンポーネント事業

コンポーネント事業については、大手PCメーカー各社によるタブレットPCの販売が増加し、当社のペン及びタッチセンサーの販売も堅調に推移しました。また、Windows OSを搭載したタブレット型情報端末やAndroid OSを搭載した電子書籍端末向けの出荷が拡大したことにより、売上は前年同期を上回り、営業損益の黒字化を図ることができました。

この結果、売上高は1,713,293千円（前年同期比17.4%増）、営業利益は70,537千円（前年同期は営業損失71,014千円）となりました。

## その他

その他はソフトウェア事業であります。

ソフトウェア事業については、新製品が好評であることに加えて、主要代理店とのパートナーシップ強化に伴う営業効率の向上により、順調に売上を伸ばしました。

この結果、売上高は121,282千円（前年同期比10.0%増）、営業利益は29,680千円（前年同期は営業損失34,066千円）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ、963,246千円減少（前年同期は1,682,399千円減少）し、当第1四半期連結会計期間末では、9,491,574千円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、527,899千円（前年同期は96,932千円の使用）となりました。主な増加は、減価償却費198,513千円、厚生年金基金脱退損失引当金の増加額131,175千円及びたな卸資産の減少額312,411千円であり、主な減少は、法人税等の支払額232,572千円です。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、373,146千円（前年同期は242,679千円の使用）となりました。主な内訳は、金型及び次期基幹業務システム等の固定資産の取得による支出372,936千円です。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,058,314千円（前年同期は1,053,680千円の使用）となりました。主な内訳は、配当金の支払額1,061,476千円です。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### (株式会社の支配に関する基本方針)

## 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的かつ中長期的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、ステークホルダーにも十分配慮した経営を行う必要があります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

## 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、ユーザーインターフェイス分野におけるグローバルな技術標準を確立し、グローバルリーダーシップをさらに強化していくことを基本方針として、事業規模の拡大とともに事業の効率化を図り企業価値の向上をめざしてまいります。

当社の長期的な企業価値の向上にはグローバルな競争力の一層の強化が必要です。そのため、グローバル戦略を担う優秀な人材の確保と教育・訓練に努め、企業文化と事業機能の両面におけるグローバル統合を推進し、全社戦略の一貫性と地域の成長活力の最大化を図ってまいります。また、グローバルな事業展開を通じて継続的に企業価値の向上を具現化していくために、世界各地域において企業の社会的責任（CSR）を積極的に果たすとともに、企業文化の構築とコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

## 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要（買収防衛策）

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い（ ）当社社外取締役、（ ）当社社外監査役、または（ ）社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成される独立委員会を設置し、独立委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と当社取締役会による代替案の提示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの 절차를遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役に勧告します。

## 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みおよび本プランがいずれも基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、前記「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」についての各施策はいずれも当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の（イ）ないし（チ）に記載のとおりです。

### （イ）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

### （ロ）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として導入されました。

### （ハ）株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行い、株主意思確認総会を招集できることとしています。

(ホ) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、取締役の任期を1年としております。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(ヘ) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

(ト) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。

(チ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、407,835千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,380,000
計	1,380,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	421,996	421,996	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	421,996	421,996	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)	180	421,996	1,589	4,197,994	1,589	4,039,408

(注)新株予約権の行使による増加であります。

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 401,816	401,816	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	421,816	-	-
総株主の議決権	-	401,816	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が38株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数38個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワコム	埼玉県加須市豊野台2丁目 510番地1	20,000	-	20,000	4.74
計	-	20,000	-	20,000	4.74

2【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,454,820	9,491,574
受取手形及び売掛金	4,216,958	4,378,714
商品及び製品	2,876,770	2,469,277
仕掛品	183,468	275,419
原材料及び貯蔵品	709,995	674,863
その他	2,524,036	2,240,836
貸倒引当金	16,335	17,021
流動資産合計	20,949,712	19,513,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,617,544	1,592,014
その他(純額)	2,017,735	2,004,773
有形固定資産合計	3,635,279	3,596,787
無形固定資産		
のれん	68,554	63,142
その他	2,174,826	2,240,467
無形固定資産合計	2,243,380	2,303,609
投資その他の資産		
その他	281,731	280,855
貸倒引当金	16,599	16,514
投資その他の資産合計	265,132	264,341
固定資産合計	6,143,791	6,164,737
資産合計	27,093,503	25,678,399
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,994,330	3,987,946
短期借入金	600,000	600,000
未払法人税等	221,326	42,541
賞与引当金	274,987	174,336
役員賞与引当金	30,254	8,583
災害損失引当金	197,212	189,889
事業整理損失引当金	25,403	12,089
厚生年金基金脱退損失引当金	-	131,175
その他	2,241,020	2,284,304
流動負債合計	7,584,532	7,430,863
固定負債		
退職給付引当金	479,117	488,493
資産除去債務	48,596	48,708
その他	499,312	496,845
固定負債合計	1,027,025	1,034,046
負債合計	8,611,557	8,464,909

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,196,405	4,197,994
資本剰余金	4,037,819	4,039,408
利益剰余金	13,800,300	12,630,812
自己株式	1,848,486	1,848,486
株主資本合計	20,186,038	19,019,728
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,736,009	1,850,628
その他の包括利益累計額合計	1,736,009	1,850,628
新株予約権	31,917	44,390
純資産合計	18,481,946	17,213,490
負債純資産合計	27,093,503	25,678,399

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	7,806,118	7,323,419
売上原価	4,208,040	3,985,439
売上総利益	3,598,078	3,337,980
販売費及び一般管理費	3,224,482	3,142,794
営業利益	373,596	195,186
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,572	2,836
受取賃貸料	1,290	1,345
為替差益	73,775	-
その他	1,547	2,426
営業外収益合計	79,184	6,607
営業外費用		
支払利息	3,174	1,796
為替差損	-	7,859
その他	1,103	4,670
営業外費用合計	4,277	14,325
経常利益	448,503	187,468
特別利益		
固定資産売却益	872	-
貸倒引当金戻入額	3,561	-
特別利益合計	4,433	-
特別損失		
固定資産売却損	-	916
固定資産除却損	5,799	25
投資有価証券評価損	20,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28,578	-
厚生年金基金脱退損失	-	131,175
その他	-	18,696
特別損失合計	54,377	150,812
税金等調整前四半期純利益	398,559	36,656
法人税等	73,560	696
少数株主損益調整前四半期純利益	324,999	35,960
四半期純利益	324,999	35,960

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	324,999	35,960
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	629,246	114,619
その他の包括利益合計	629,246	114,619
四半期包括利益	304,247	78,659
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	304,247	78,659
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	398,559	36,656
減価償却費	177,852	198,513
株式報酬費用	-	12,472
引当金の増減額(は減少)	634,870	111,115
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	7,323
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	-	13,296
厚生年金基金脱退損失引当金の増減額(は減少)	-	131,175
受取利息及び受取配当金	2,572	2,836
支払利息	3,174	1,796
投資有価証券評価損益(は益)	20,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28,578	-
売上債権の増減額(は増加)	304,341	120,026
たな卸資産の増減額(は増加)	650,501	312,411
仕入債務の増減額(は減少)	707,717	12,224
その他	331,928	324,150
小計	684,206	774,801
利息及び配当金の受取額	2,571	2,836
利息の支払額	3,348	1,825
災害損失の支払額	-	2,045
事業整理損失の支払額	-	13,296
法人税等の支払額	780,361	232,572
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,932	527,899
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	244,164	372,936
その他	1,485	210
投資活動によるキャッシュ・フロー	242,679	373,146
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	3,162
配当金の支払額	1,053,680	1,061,476
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,053,680	1,058,314
現金及び現金同等物に係る換算差額	289,108	59,685
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,682,399	963,246
現金及び現金同等物の期首残高	12,350,113	10,454,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,667,714	9,491,574

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる前第1四半期連結累計期間に与える影響はありません。	
(収益認識方法の変更) 当社の国内での標準量産品における収益認識の方法は、従来、主に出荷基準によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、顧客への納品時点での認識に変更しております。この変更は、昨今の会計処理の国際的調和と新基幹業務システムの導入を契機として社内体制を見直した結果、納品時点で収益を認識する環境が整ったものと判断し、期間損益を適正に算定するために行ったものです。 当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。 なお、これによる前第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
当座貸越極度額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
現金及び預金勘定	10,667,714千円	9,491,574千円
現金及び現金同等物	10,667,714千円	9,491,574千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月30日 取締役会	普通株式	1,205,448千円	3,000円	平成22年3月31日	平成22年6月3日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月27日 取締役会	普通株式	1,205,448千円	3,000円	平成23年3月31日	平成23年6月2日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	タブレット 事業	コンポーネ ント事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,236,421	1,459,394	7,695,815	110,303	7,806,118	-	7,806,118
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	6,236,421	1,459,394	7,695,815	110,303	7,806,118	-	7,806,118
セグメント利益又は 損失( )	995,822	71,014	924,808	34,066	890,742	517,146	373,596

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア事業及びDJ(ディスクジョッキー)機器事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 517,146千円は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	タブレット 事業	コンポーネ ント事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,488,844	1,713,293	7,202,137	121,282	7,323,419	-	7,323,419
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	5,488,844	1,713,293	7,202,137	121,282	7,323,419	-	7,323,419
セグメント利益	641,854	70,537	712,391	29,680	742,071	546,885	195,186

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア事業であります。

2. セグメント利益の調整額 546,885千円は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 会計方針の変更

当第1四半期連結会計期間より、当社の国内での標準量産品における収益認識の方法を出荷基準から顧客への納品時点での認識に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間については、遡及修正後の数字を記載しております。なお、これによる前第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	808円82銭	89円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	324,999	35,960
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	324,999	35,960
普通株式の期中平均株式数(株)	401,816	401,917
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	807円17銭	89円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	822	686
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる前第1四半期連結累計期間に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

(新株予約権の発行)

当社は、平成23年7月28日開催の取締役会において、平成23年6月23日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権1個につき当社普通株式1株、  
総数は1,160個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

2. 募集新株予約権割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 55名 610個  
当社関係会社従業員 50名 550個

3. 募集新株予約権を割り当てる日

平成23年8月11日

4. 募集新株予約権と引換えに払込む金額

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

募集新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち募集新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月12日から平成28年8月11日まで

7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 募集新株予約権の行使の条件

各募集新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員等であることを要する。

募集新株予約権の相続は、これを認めない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

## 2【その他】

平成23年4月27日開催の取締役会において、平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

1. 配当金の総額 1,205,448千円
2. 1株当たりの金額 3,000円
3. 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年6月2日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

株式会社ワコム  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤真美
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、国内での標準量産品における収益認識の方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。